

平成 27 年 2 月 24 日

各 位

会 社 名 中道リース株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 関 寛
(札幌証券取引所：コード番号 8 5 9 4)
問 合 せ 先 取締役総務部長 君 島 邦 彦
TEL. (011) 280-2266

(訂正)「定款一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 27 年 2 月 13 日に開示いたしました「定款一部変更に関するお知らせ」に、一部訂正がございますのでお知らせいたします。

記

1. 訂正箇所

平成 27 年 2 月 13 日に開示いたしました「定款一部変更に関するお知らせ」「2. 定款一部変更の件(2)」「(2) 変更定款の内容 (下線部分は、変更箇所を示しております)」の表中、「(金銭を対価とする取得条項 (強制償還)) 第 16 条」の 15 行目。

2. 訂正内容 (波線部は訂正箇所を示します)

(訂正前)

上記 1. による変更後の定款	変更案
(省略)	(省略)
(金銭を対価とする取得条項 (強制償還))	(金銭を対価とする取得条項 (強制償還))
第 16 条	第 16 条
当社は、平成 21 年 1 月 21 日から平成 28 年 1 月 20 日までのうち、毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日 (当該日が営業日でない場合には翌営業日) の期間 (以下「期末強制償還期間」という。) 内または 12 月 1 日から 12 月 31 日 (当該日が営業日でない場合には翌営業日) の期間 (以下「中間強制償還期間」といい、期末強制償還期間と中間強制償還期間を「強制償還期間」と総称する。) 内において、法令の範囲内で、A 種優先株式の全部または一部を、金銭を対価として取得 (以下「強制償還」という。) することができる。なお、一部の A 種優先株式についてのみ強制償還をすると	当社は、平成 21 年 1 月 21 日から平成 32 年 12 月 31 日までのうち、毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日 (当該日が営業日でない場合には翌営業日) の期間 (以下「期末強制償還期間」という。) 内または 12 月 1 日から 12 月 31 日 (当該日が営業日でない場合には翌営業日) の期間 (以下「中間強制償還期間」といい、期末強制償還期間と中間強制償還期間を「強制償還期間」と総称する。) 内において、法令の範囲内で、A 種優先株式の全部または一部を、金銭を対価として取得 (以下「強制償還」という。) することができる。なお、一部の A 種優先株式についてのみ強制償還をす

<p>きは各A種優先株主が有するA種優先株式の株式数によるあん分比例の方式により決定し（但し、各A種優先株主毎にあん分比例の方式による計算の結果生ずることとなる1株未満の端数については、切捨てた数とする。）、あん分比例の方式により決定できない残余分については抽選その他の方法により決定する。取得の対価として当社がA種優先株主またはA種登録質権者に交付する金銭の額は1株につき1,000円とする。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p>るときは各A種優先株主が有するA種優先株式の株式数によるあん分比例の方式により決定し（但し、各A種優先株主毎にあん分比例の方式による計算の結果生ずることとなる1株未満の端数については、切捨てた数とする。）、あん分比例の方式により決定できない残余分については抽選その他の方法により決定する。取得の対価として当社がA種優先株主またはA種登録質権者に交付する金銭の額は1株につき1,000円とする。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>
---	---

(訂正後)

上記1. による変更後の定款	変更案
<p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>(金銭を対価とする取得条項 (強制償還))</p> <p>第16条</p> <p>当社は、平成21年1月21日から平成28年1月20日までのうち、毎年6月1日から6月30日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）の期間（以下「期末強制償還期間」という。）内または12月1日から12月31日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）の期間（以下「中間強制償還期間」といい、期末強制償還期間と中間強制償還期間を「強制償還期間」と総称する。）内において、法令の範囲内で、A種優先株式の全部または一部を、金銭を対価として取得（以下「強制償還」という。）することができる。なお、一部のA種優先株式についてのみ強制償還をするときは各A種優先株主が有するA種優先株式の株式数によるあん分比例の方式により決定し（但し、各A種優先株主毎にあん分比例の方式による計算の結果生ずることとなる1株未満の端数については、切捨てた数とする。）、あん分比例の方式により決定できない残余分についてはそれぞれ期末強制償還期間または中間強制償還期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。取得の対価として当社がA種優先株主またはA種登録質権者に交付する金銭の額は1株につき1,000円とする。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>(金銭を対価とする取得条項 (強制償還))</p> <p>第16条</p> <p>当社は、平成21年1月21日から平成32年12月31日までのうち、毎年6月1日から6月30日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）の期間（以下「期末強制償還期間」という。）内または12月1日から12月31日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）の期間（以下「中間強制償還期間」といい、期末強制償還期間と中間強制償還期間を「強制償還期間」と総称する。）内において、法令の範囲内で、A種優先株式の全部または一部を、金銭を対価として取得（以下「強制償還」という。）することができる。なお、一部のA種優先株式についてのみ強制償還をするときは各A種優先株主が有するA種優先株式の株式数によるあん分比例の方式により決定し（但し、各A種優先株主毎にあん分比例の方式による計算の結果生ずることとなる1株未満の端数については、切捨てた数とする。）、あん分比例の方式により決定できない残余分についてはそれぞれ期末強制償還期間または中間強制償還期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。取得の対価として当社がA種優先株主またはA種登録質権者に交付する金銭の額は1株につき1,000円とする。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>

以上